

第25回愛岐処分場専門家会議

平成30年12月27日（木）午後2時～午後3時45分
多治見市役所2階 大会議室

出席者 （委員）座長始め6名
（多治見市）環境文化部長始め5名
（名古屋市）施設部長始め14名
（傍聴者）0名

1 多治見市環境文化部長 挨拶

2 名古屋市環境局施設部長 挨拶

3 委員紹介

4 前回のふり返し

施設課長

資料A（前回のふり返し）についての説明

5 埋立状況と埋立量の推移

施設課長

資料B（埋立状況と埋立量の推移）についての説明

大東座長

私から一点、平成40年度の埋立フローで衣浦港3号地処分場はたぶん満杯になるということですので、恐らくその次の新しい処分場を愛知県が計画して、この時点ではもう出来ていないといけないと思うのですが、当然そこに埋めることを想定しているということによろしいですか。

施設課長

埋立が可能であれば、当然そちらの方にも搬入していきます。処分場はリスク分散の考え方もありますので、できるだけ埋め立てる場所をいくつか確保していくことを考えていますが、40年度はまだ先の話なので確実なところではありません。また、埋め立て量を相当量減らしていくことにより、万一衣浦港3号地処分場に代わる愛知県の処分場が稼働しなくても、何とか乗り切れる状況にしていきたいと考えています。

大東座長

そうすると、鳴海から愛岐処分場に灰が直接搬入されていなかったのが、鳴海からも搬入される可能性も含むということによろしいですか。

施設課長

そのとおりです。

吉永委員

埋立量の推移ですが、28年度を振り返ってみると、27年度、29年度と比べて1割くらい多かった気がします。他の処分場との兼ね合いなど、理由があったのでしょうか。

次に埋立量の推移実績のところですが、フロー図のようなもので、将来、何年には愛岐処分場でこれくらい、他のところにはこれくらいを分担していくという定量的なイメージがあれば教えてください。

施設課長

初めに28年度は若干埋立量が多かったということですが、実際に焼却工場から出る灰は、例えば28年度だと53,000トンとなっていますが、それ以外にも例えば資源化施設で溶融処理等を行っていますので、その稼働状況が違うことや、併せて灰ばかりではなくて不燃物で溶融処理ができないものも若干埋め立てていますので、28年度はそれが多かったということなどから、結果として若干埋立量が多かったのではないかと考えています。

次に、将来的な埋立量の定量的なイメージというご質問ですが、先程の3ページのフローのところ、32年度の欄外にはなりますが、第5次一般廃棄物処理基本計画で20,000トンと示しています。32年度は北名古屋工場での資源化というのが加わりまして、名古屋市分としては大体20,000トンと想定しているところです。実際にこの時にどれくらい埋立に、例えば愛岐処分場に何トンというのは、例えば衣浦港3号地処分場にどれくらい持っていけるのか、非常に恐縮ですが処分費用がかかるため、予算との兼ね合いもあって、まだちょっと確定した数字というものはありませんが、おおよその話ですと、愛岐処分場の方に10,000トン台の埋立処分を考えているところです。それと40年度の話となると、大分先の話なので具体的な数字というのは今のところお示しできるようなものまでは持ち合わせておりません。

大東座長

ごみの処分場に関しては不確定な要素も多いですね。今後は20,000トンないしは15,000トンというところで推移するのでしょうか。そういったことを含めて、数字がある程度わかった段階で見える化できると思います。よろしくお願いします。

6 環境モニタリング

(1) 平成29年度後期～平成30年度前期 環境モニタリング結果

整備主幹

資料C-1（環境モニタリング結果）についての説明

水野委員

モニタリングに関して一つお願いしたいのですが、来年から多治見市は大原町の方でリニアの残土を受け入れますよね。もしできればですけど、モニタリングの場所をもう少し変えてもらうとか、増やすとか、そういう考えはありませんか。私としては、残土ってすごく怖いと思っているので。最終的に水は土岐川の方へ流れていきますよね。

多治見市環境課長

今のところ残土については、春日井の西尾工区から出る残土が、多治見の内津峠にある採石場の穴を埋めるために搬入されるというところまでが決定しています。実際に残土処

分の契約は進んでいませんのでこの後になりますが、実はそれに対して多治見市の環境審議会の方でも、浸出水については当然モニタリングをしていくということで確認していますし、残土についても汚染土と言われるものは、当然一切持ち込まないということになっており、あくまでも安全なものだけを、それも1日分掘ったものは必ず毎日検査をして、その分だけが多治見市の方へ入ってくるということで、安全なものだと認識しています。それでも浸出水については辛沢川を通して最終的には庄内川の方へ入りますので、それについては多治見市の方とJRの方とで合わせて定期的にモニタリングをして、随時報告していく予定です。

大東座長

ちょっと我々には内津峠とこの処分場との関係がわかりませんが。春日井の残土というのですが、内津峠は南側北側どちらでしょうか？

多治見市環境課長

愛知県の春日井市との境から多治見市の辛沢川の方へ出るので、それがちょうど多治見だと、県立病院あるところ、多治見市の街の中で1番名古屋寄りですけども、そのあたりに川が流れてそこで庄内川と合流しますので、排水は愛岐処分場よりも大分上流の方に流れてくることになります。

大東座長

今の話だと、処分場の出口で測っている上流側、一番上流のところでもまず影響が出るだろうと考えられますね。リニアの処分場と愛岐処分場では少し話は違いますが、関連して何か計画されるのであれば、また報告をお願いします。

私から一点、要監視項目のニッケルのデータが書かれたところが何箇所かありますが、数字が書いてあるだけで、この数字の意味が読んでいる人には難しいです。出てきたこの数字自体が多いのか少ないのか、その辺が少し理解できませんでした。例えば5ページの放流水ですが、その辺何か補足で説明していただけないでしょうか。

整備主幹

要監視項目については、岐阜県の産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱の中で11項目について5年に1回の測定が規定されていましたが、その後、平成10年に要綱が全面改訂され、規定は削除され測定義務はなくなったわけですが、愛岐処分場では要綱に準拠し、放流水・観測井2地点、湧水については平成21年まで要監視項目の測定をしていました。平成22年度の測定計画の策定に際して、それまで調査で検出されたニッケルとフタル酸ジエチルヘキシル、ダイアジノンの3項目については引き続き調査を継続することとし、参考として測定をしながら知見の集積に努めています。

大東座長

それで測定値そのものがどういう意味を持っているのか、例えば5ページだと、0.004mg/L、7ページだと0.002mg/L、10ページだと0.001mg/Lで、この数字の持つ意味が比較できるといいと思いますが。

環境保全主査

ニッケルの測定値の評価の目安についてのご質問かと思いますが、先ほどお答えしたように、岐阜県の要綱に基づいて測定を始めたものですが、要綱の中では基準値が定められ

ておらず、参考として測定しているものです。昨年度の結果やそれ以前の結果を見ますと、大きな変動はなく、昨年度は 0.006mg/L、今回は 0.004mg/L という値です。ご指摘のとおり、1 年分の測定結果だけを見ますと変動や目安が分かりにくい部分もありますので、この資料の中でも過去 3 年分という表記の仕方をしている項目等もありますので、そういったまとめ方も参考にして来年の会議資料を取りまとめていきたいと思います。

大東座長

よろしくお願いします。

(2) 平成 31 年度環境モニタリング計画の概要

整備主幹

資料 C-2 (平成 31 年度環境モニタリング計画の概要) についての説明

【特筆事項】

5 番の測定頻度について、基本的には今年度同様に実施したいと考えていますが、来年度若干修正を考えています。平成 30 年度の計画概要に明記した「一定期間不検出の場合は基本回数に戻す」というのを、来年度は「一定期間」から「10 年間」に変更し、記載を「10 年間不検出の場合は基本測定回数に戻す」としました。これはあくまでもこの会です承があった上でと考えています。

増田委員

塩化物イオンについては高い値が検出されていたと説明されましたが、それはどの値が高かったのでしょうか。

施設部長

今年度の結果の 29 ページを少しご覧ください。以前残念なことに流出事故があり、その際観測井 1 番の緑色のラインで示された電気伝導率が著しく上がったという状況がありました。そういった流出事故の経過を踏まえ、観測井 2 については 1 回しか測らないところを、この点は強化をして 2 回測っていこうというものです。

増田委員

高かったというのは、今回が 3.3 から 3.4 くらいですけど、これが高かったという説明ではなくて、過去に高かったことから、その後高かろうが高くなかろうがしばらく測ろうということですね。

大東座長

流出事故で値が非常に高かった時に回数を増やして、それがずっと継続しており、まだそれをやめる段階ではないという説明ですね。

二宮委員

今の 29 ページの資料 3-6 の話ですが、できれば目盛を拡大して、最近の値がもう少しわかるような形にしてもらった方が良いのかなと思います。できれば流出事故の部分を除いた形で、1 枚表を作ってもらえると分かり易いと思います。

整備主幹

来年からはそのようにします。

大東座長

測定頻度のところで、10年間不検出の場合は戻すというのを明文化することについて、ここで議論するという話でしたが、その部分はどういう扱いをすればよろしいでしょうか。ある程度の期間はとってということで進んでいます。

施設課長

測定回数を増加した部分については、それが不必要という評価ができる段階で戻したいという思いで今回お話ししています。実際下げるにあたっては、またこの会議で来年度の計画を説明する中で、10年以上経過したため次回からは昔の測定回数に減らすという形でご説明させてもらいたいと考えています。

大東座長

そうすると、元の基本回数に戻すかどうかの議論をこの会議でやらなければいけない。10年間の取扱いはどうすればよろしいでしょうか。

施設課長

10年間に関してはモニタリング計画で、過去にそういう記載をしていた時期がありましたが、一旦現在の「当分の間」という形に変えてしまったので、もう一度再確認という意味も含めて10年間という文言を書いたというのが経緯です。したがって、この会議で次年度のモニタリング計画をご審議いただく中で、事務局の方から、次回からはこういう測定回数でと説明させていただいて、ここでご審議いただけるようにしたいと考えています。

大東座長

そうすると、昔そういうものがあったのが、またそれを元に戻すという話かと思いますが、不検出というのは環境基準値以下という意味ですね。まったく検出されないという意味ではなく。そういったことを契機として10年間基準値以下なら元に戻す提案だと思いますが、ご意見がありましたら。

10年間というのはどこから基準にして10年間なのでしょうか。基準値以下になってから10年だと、既に経過してしまっている部分もあるのではないかという気もしますが。

施設課長

当然過去にさかのぼってという部分もあります。今回このような考え方でよいということであれば、次回計画を提出するときに、基準値以下だったので、この部分については通常の測定回数にさせていただくということをお願いしたいと考えています。

大東座長

とりあえず、来年度は今のままの頻度で実施し、来年度この会議をやったときに、測ってみて10年間基準値以下であれば、32年度は測定回数を減らした計画を出してもらおうという考え方でよろしいですか。

施設課長

そのようにお願いします。

大東座長

みなさんいかがでしょうか。では、そういうことで。

私から一箇所、シス-1,2-ジクロロエチレンの取扱いを環境省が少し変えたということで、土壌に関するものは変わっていますが、地下水の水質のところではシス-1,2-ジクロ

ロエチレンはしばらく測り続けるような計画になっています。どうしてでしょうか。

整備主幹

地下水は既に変更しており、平成 25 年 6 月からシス-1,2-ジクロロエチレンは廃止になっています。代わりに 1,2-ジクロロエチレンの方で測っていますが、今回土壌は改めて追加ということです。

大東座長

3 ページの水質実施計画を見た時に、例えば放流水だとシス-1,2-ジクロロエチレンの方は測るが 1,2-ジクロロエチレンは測らないとなっていたり、地下水のところでは観測井 1,2 の方はシス-1,2-ジクロロエチレンは測らず、1,2-ジクロロエチレンを測るとなっていたりしますが。

処分場技師

放流水では、法令上規制があるシス-1,2-ジクロロエチレンを測定しています。観測井戸では、規制があるのは 1,2-ジクロロエチレンであるため、シス-1,2-ジクロロエチレンは測定していませんが、湧水地点や集落井戸については参考として測定している箇所ですので、両者とも測定しています。

大東座長

きちんと測るべきものと参考にするもののが一緒になっていて、わかりにくい感じがしますので、整理しておいてください。

7 浸出水処理施設改築事業の進捗状況

処分場係長

資料 D（浸出水処理施設改築事業の進捗状況）についての説明

小林委員

調査内容を読むと、新たに埋立をすることが生じるということですか。

処分場係長

今回、埋立地の変更はありません。この件は水処理施設の改築だけの事業になりますので、埋立作業や搬入車両、その他埋立に関するものは変わりません。

小林委員

変わらないというのはどういうことでしょうか。埋立作業用の重機が稼働しているではないですか。

処分場係長

現在稼働しているものを現況確認するということです。

小林委員

今動いているものをリプレイスする訳で、リプレイス計画をしっかりと示すべきです。例えば、場所が変わるのだから、入ってくる浸出水の経路が変わって、どこから抜けていく、要するに施設に入る経路です。施設が変わるわけだから当然変わります。それがどう変えられて、という部分が説明されていないような気がします。今動いているものを近いとはいえ移して、新たにそれを使うということが、どのような全体の計画になっているのか、というのがやはりきちんと示されるべきです。基本設計が終わって、実施設計に入っ

ているのであれば、当然そこを説明してもらわないと、何の調査が必要かという話もはっきりと確定できません。この施設自体は愛岐処分場全体の中でどういう施設でというのをしっかりと説明した方がいいと思います。

併せて、3 行目の生活環境影響調査のところですが、「すること」までが影響調査じゃないですか。対策を検討するのは調査の結果を受けた対策では。

処分場係長

これは、改築する施設ができた後にどのように周辺に影響を及ぼすか、もちろん施設として改築する段階で周辺に影響を与えてはいけないということが大前提で、施設が周辺施設に影響を及ぼさないように対策を行っていくということで、平成 30～31 年度の実施設計が並行して行われています。生活環境影響調査の中で周辺地域に影響を及ぼさない施設を造るということで、生活環境影響調査の項目で対策も合わせて行うこととなっています。

大東座長

書くとしたら生活環境影響評価です。アセスメントと書いてあれば対策までいきますけど。調査だけだと調査で終わりということにとられてしまいます。

施設部長

生活環境影響調査は、廃棄物処理法の中で、調査という言葉になっていまして、そういう意味では対策まで含むということです。わかりづらい部分があるかと思います。

大東座長

前段の質問にあったように、この施設の形式であったり基本能力であったり、これは昨年、どういうタイプにしましょうかとか、サイズをどうしましょうかとか色々議論されていましたが、造った後に配管の切替えのタイミングが絶対あるはずですので、その時の配管の切替えの話を、今後具体的に説明してもらいたいと思います。

処分場係長

浸出水処理施設の改築に伴ってどこからどこに移動して、どのように浸出水の流れが変わるのかということは、実施設計の段階で細かく詰めていく内容です。来年度の会議で取りまとめて説明したいと考えています。

大東座長

浸出水の処理施設の改築内容について、来年度詳しい説明をお願いします。

8 愛岐処分場の情報発信について

整備係長

資料 E（愛岐処分場の情報発信について）の説明

【特筆事項】

エコパルなごやというものが 5 月にリニューアルオープンし、その中のバーチャルスタジオで『ごみと資源とさんあ〜る』というプログラムを実施しており、その中で愛岐処分場を紹介した部分が 2 分程ありますので、今日はそれを見てもらいたいと思います。

大東座長

とてもわかりやすい映像でした。ありがとうございます。

9 その他について

多治見市環境課長

その他資料「多治見市監査委員による名古屋市愛岐処分場現地視察の実施について」の説明

大東座長

それでは会議全体を通じて何かご意見がありましたら、お願いします。

二宮委員

一点、環境モニタリング計画の概要のところ、10 年間不検出の場合基本測定回数に戻すというものがありませんでした。基本的にはそういう形で良いと思いますが、何せ 10 年間は長いスパンになるので、何かそれなりの理由なり、どういう経緯でこれが始まって、その結果どうなってこうなったのかというのを、まず記録に残してもらって、それについて審議なり議論をさせてもらいたいと思います。というのは、10 年 20 年続く話なので、過去の経緯をきちんと議事録に起こしてもらって、それに基づいてきちんとかういう理由で測定回数を増やしたと、けれどもやはり環境基準なりが守られているので、今回こういう風にしたいというのを残しておかないと、過去の経緯がわからなくなってくると思いますので、次回の時にそういう形で何か議論させてもらうような資料を是非作ってもらいたいと思います。

整備主幹

次回の会議では、過去の経緯等を説明したうえで、議論をお願いします。

小林委員

同じ趣旨ですが、過去の経緯が積み上がってきたというのを、簡単な 1 枚でいいから資料でわかるようにしてもらえるといいと思います。

大東座長

議事録をもう一度遡って書いてもらえるといいと思います。